

地方職員共済組合広島県支部
一般財団法人広島県職員互助会

水震火災その他非常災害で被災した場合の共済組合・互助会の支援制度について

地方職員共済組合及び一般財団法人広島県職員互助会では、組合員やその被扶養者が、水震火災その他非常災害によって住居や家財などに損害を受けたときには、被災程度に応じて支給される災害見舞金の他、様々な支援制度をご利用いただけます。

ご不明な点は、問合せ先の担当グループにご相談ください。（「[福利厚生情報ページ](#)」では、各制度の詳細や各様式を取得することができます。）

支援制度 ※支援内容	提出書類他	添付書類	問合せ先
<p>【①資格確認書の再交付】 被災したことにより滅失した場合 ※資格確認書とは、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用登録をしていない方へ共済組合が交付しているものです。</p> <p>【②保険医療機関等への受診】 被災したことによりマイナ保険証又は資格確認書を滅失した場合</p> <p>【③医療費の徴収猶予又は免除】 大規模な災害時に発令されることがあります。</p>	<p>① 資格確認書再交付申請書 ※マイナ保険証を被災したことにより滅失した場合は、マイナンバーカードの再交付は、お住まいの市区町村へ問合せください。</p> <p>② ①及び大規模な災害の場合、非常対応で、氏名、生年月日、組合員の勤務先（保険者名：地方職員共済組合広島県支部）、連絡先（電話番号等）を保険医療機関等に申し出ることであり、受診できる場合があります。</p> <p>③ 問合せ先へ連絡ください。</p>	<p>①なし</p> <p>②なし</p> <p>③ 問合せ先へ連絡ください。</p>	<p>福利課 給付年金グループ 082-513-2262</p>

支援制度 ※支援内容	提出書類	添付書類	問合せ先
<p>【災害見舞金】 【共】【互】 住居・家財が被災して損害が生じた場合</p> <p>※【共】 損害の程度に応じて標準報酬月額 の0.5～3か月分</p> <p>【互】 共済組合の災害見舞金の決定額 (非支給も含む)に基づき、2万円 以下の必要な額～10万円</p>	<p>○災害見舞金・(互) 災害見舞金請求書</p>	<p>①り災証明書(市町村長、消防署長又は警察署長の証明があるもの)</p> <p>②災害状況報告書</p> <p>③被災家財に関する明細書</p> <p>④被災状況が確認できる写真</p> <p>⑤自動車が被災した場合は、「廃車の事実が証明できる書類(「登録事項等証明書」等)」</p> <p>※共済組合から災害見舞金の支給がある場合には、併せて「り災組合員見舞金(り災組合員一人当たり3万円)」も支給されます。</p>	<p>福利課 給付年金グループ 082-513-2262</p>

※「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。

※「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等は含まれません。

※「損害の程度」は、原則として、住居又は家財を換価(それぞれ別個に算定して合算)して判定します。

《留意点》

1. 組合員と被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財として取り扱います。
2. 必要に応じ、上記添付書類の①～⑤までに掲げる書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。
(必要に応じて、被災現場において被害状況を確認させていただく場合があります。)

支援制度 ※支援内容	提出書類	添付書類	問合せ先
<p>【埋葬料・弔慰金・家族埋葬料・家族弔慰金】</p> <p>【共】</p> <p>組合員・被扶養者が被災して死亡した場合</p> <p>埋葬料 組合員及び被扶養者上限5万円</p> <p>弔慰金 組合員及び被扶養者 標準報酬月額0.7か月分～1か月分</p>	<p>【共済組合】</p> <p>○埋葬料・家族埋葬料請求書</p> <p>○弔慰金・家族弔慰金請求書</p>	<p>○組合員が死亡した場合</p> <p>※被扶養者ではない者が埋葬料を請求する場合は、問合せ先へ連絡ください。</p> <p>①埋葬許可書又は火葬許可書の写し</p> <p>②死亡（り災したこと）の確認ができる書類</p> <p>③振込先の通帳の写し</p> <p>④埋葬に要した費用の内訳</p> <p>○被扶養者が死亡した場合</p> <p>①埋葬許可書又は火葬許可書の写し</p> <p>②死亡（り災したこと）の確認ができる書類</p>	<p>福利課 給付年金グループ 082-513-2262</p>
<p>【死亡弔慰金・遺児育英資金】</p> <p>【互】</p> <p>会員・配偶者が被災して死亡した場合</p> <p>死亡弔慰金 会員死亡 10万円 配偶者死亡 3万円</p> <p>遺児育英資金 高等学校等に在学する18歳未満一人につき 10万円</p>	<p>【互助会】</p> <p>○（互）死亡弔慰金請求書 （共済組合 埋葬料通知書と兼用）</p> <p>○（互）遺児育英資金請求書 （共済組合 埋葬料通知書と兼用）</p>	<p>○会員が死亡した場合</p> <p>①遺族が被扶養者の場合は共済組合の手続きに準じ、添付書類は不要</p> <p>②遺族が被扶養者でない場合は会員との続柄及び死亡が確認できる公的書類</p> <p>③遺児が高等学校等の生徒のとき 在学証明書</p> <p>○配偶者が死亡した場合 会員が死亡した場合と同様</p>	

支援制度 ※支援内容	提出書類	添付書類	問合せ先
<p>【一般災害貸付】 【共】 組合員又は被扶養者が非常災害を受けたために資金が必要な場合 <<貸付限度額>>給料月額×6倍（最高200万円） <<利率>>0.93% <<弁済回数>>120月以内、据置による延長あり</p> <p>【住宅災害貸付（新規）】 【共】 組合員の居住する住宅が非常災害を受けたために資金が必要な場合 <<貸付限度額>>退職手当相当額（最高1,800万円） <<利率>>0.93% <<弁済回数>>360月以内、据置による延長あり</p> <p>【住宅災害貸付（再）】 【共】 現に住宅災害貸付を受けている組合員が非常災害を受けたため資金が必要な場合 <<貸付限度額>> 退職手当相当額の2倍（最高1,900万円） <<利率>>0.93% <<弁済回数>>360月以内、据置による延長あり</p>	<p>○貸付申込書（様式第1号の1）</p> <p>○借入状況等申告書（別紙様式第4号の2）</p> <p>○貸付申込書（様式第1号の2）</p> <p>○借入状況等申告書（別紙様式第4号の2）</p> <p>○貸付申込書（様式第1号の2）</p> <p>○借入状況等申告書（別紙様式第4号の2）</p>	<p>〔水震火災その他の災害による損害のとき〕</p> <p>① 被災証明書（別紙様式）</p> <p>② 請求書又は見積書</p> <p>〔水震火災その他の災害による住宅又は敷地の1/5未満の損害による小規模の修理のとき〕</p> <p>① 被災証明書（別紙様式）</p> <p>② 請求書又は見積書</p> <p>① 住宅貸付又は在宅介護対応住宅貸付の借用事由ごとの添付書類</p> <p>② 被災証明書（別紙様式）</p> <p>③ 写真</p> <p>〔住宅災害貸付（新規）と同じ。〕</p>	<p>福利課 福利グループ 082-513-2260</p> <p>※災害が、激甚災害に指定された場合は、特例措置が適用されることがあります。</p>

支援制度 ※支援内容	提出書類	添付書類	問合せ先
<p>【貯金払戻】 【共】 災害の影響により積立貯金の特例払戻が必要な場合</p>	<p>○積立貯金払戻特例請求書【様式第4号】 請求事由：〇〇地区での被災による。と記入</p>	<p>なし</p>	<p>福利課 福利グループ TEL 082-513-5720 FAX 082-225-7909</p>